

平成25年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者数は、平成25年3月で被保護世帯2,082世帯、被保護人員2,808人、保護率14.29%となっており、昨年同月と比較して76世帯、83人、0.48%増と依然として増加傾向が続いているところである。本市では高齢者世帯が全体の約半数を占める世帯類型別構成となっているが、リーマンショック以降の経済・雇用情勢の影響を受け、平成25年3月で全体の14.6%を占める「その他世帯」は、リーマンショック前年の平成19年度（全体の7.2%）と比較して世帯類型構成率で約2倍強となっており、就労阻害要因のない稼働能力を有する世帯の増加が顕著となっている。国全体では景気回復の兆しが見えるものの、本市の有効求人倍率は0.69倍（平成25年2月時点）と依然として厳しい雇用情勢が続いていることから、引き続き生活保護受給者の増加は続くものと考えられる。

国ではこのような生活保護受給者の増加を背景に、生活保護に陥る前や生活保護から脱却した後の生活困窮者支援が重要であると考え、また、生活保護制度が最後のセーフティネットとして信頼され持続性のある制度となるよう生活保護制度の見直しが必要であるとして、就労・自立支援対策、不正受給対策、医療扶助の適正化などを主な柱とした見直しを平成25年以降に順次反映していくこととしている。

いずれにしても、昨今の社会情勢の変化によるホームレス問題、ドメスティックバイオレンス、ニート、ひきこもり、不登校児童なども深刻な社会問題としてクローズアップされており、社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な社会問題への対応が求められ、その実施機関として、より一層の適正な判断と運営が重要視されるため、自立支援プログラムの活用や現業員における個別指導、第2のセーフティネット関連施策への対応などに対し、組織的かつマニュアル化した実施体制の強化が求められている。同時に、生活保護の適正実施に向けた取り組みを行うことにより、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に答えていくことも強く認識していかなければならない。

【平成24年度実施方針に対する評価】

平成24年度における実施方針に対する評価としては次の事項が挙げられる。

1 実施体制の強化（所内チーム編成の確立）

生活保護業務は昨今、複雑多岐に渡った対応が求められていることから、査察指導員及び現業員を自立支援、システム対応、住宅手当、無料低額宿泊所入所者支援、不正受給対策、ホームレス対策、滞納整理対策、自主的内部点検といった8つのチームに編成し、それぞれのチームが各懸案事項を抽出したうえで、これらを是正解決することで、各種業務の効率化を図ることができた。

2 生活保護の適正実施（不正受給者への対応）

平成23年4月1日付けで施行した「生活保護受給に対する法的措置に係る事務要領」及び「生活保護不正受給に対する刑事告訴等の対応指針」に基づき、平成24年8月10日に、極めて悪質な不正受給者に対して、本福祉事務所では初の事例となる刑事告訴を行い、昨今増加傾向にある不正受給に対して厳正な処置を行った。

また、生活保護法第27条の適用については、平成23年度施行事務監査において、その運用についての指摘があったが、所内会議において十分に検討した結果、適用する場合は明確かつ適切な指導・指示内容を明示する等、事務手続きを含めた改善を行い、適正実施に努めた。

3 自立支援プログラムの充実（就労支援プログラムの強化、ニート・ひきこもり等支援プログラムの推進）

平成23年10月から開始したハローワークと連携した「福祉から就労」支援事業を充実させ、就労意欲がある生活保護受給者は積極的に当事業の活用を促し、就労意欲が欠如している生活保護受給者は本福祉事務所の就労支援員が意欲喚起を行うなど、役割分担を明確化することにより、就労支援プログラム参加者を増員し、幅広くきめ細かな支援を行うことでその効果を現すことができた。

また、社会問題となっているニート、ひきこもり、不登校児童に対しては、平成24年9月より自立支援員（非常勤特別職）を配置し、個別の訪問活動や関係団体との調整を行う等、若年段階からの専門的な支援を開始した。

4 医療扶助・介護扶助の適正運営（ジェネリック医薬品の推進）

増大する医療扶助の抑制に努めるため、生活保護申請者に対しジェネリック医薬品に関するパンフレットを配布するとともに、現業員の訪問活動の際にもジェネリック医薬品の利用を促し、また、生活保護受給者が医療機関受診の際に傷病届を提出することが可能な市内各支所等にもパンフレットを常設し、これを配布してもらうことで、ジェネリック医薬品の積極的な利用促進を図った。

一方、平成24年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分な機能を果たせていないと判断される。

1 実施体制の強化（現業員の確保及び質の向上）

保護の実施体制については、人事担当部門への人員要望により平成24年10月1日付けで現業員1名、平成25年4月1日付けで現業員2名の増員

が図られたが、依然として社会福祉法で定める標準数に対して3名の不足が生じているため、引き続き、人事担当部門に現業員の増員要望を実施していく必要がある。

2 生活保護の適正実施（課税調査の徹底及び早期実施）

課税調査については、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施しているが、未申告収入が判明した後の生活保護法第78条の適用については、処理が遅滞する事例が散見され、また、15歳以下の受給者の調査が未実施の状況であった。今後は15歳以下の受給者についても課税調査の対象とすることとし、課税調査の運用をマニュアル化するとともに、査察指導員が進行管理を徹底するなど、組織的な実施体制を整備する必要がある。

3 医療扶助・介護扶助の適正運営（介護扶助の適正な実施）

生活保護受給者は過剰な介護サービスになる傾向があるため、非常勤特別職でケアマネージャー資格のある介護事務支援員を配置する計画であったが、4回の公募を実施したところ、応募者がなく配置には至らなかった。介護扶助の適正実施のためにも必要不可欠であるため、引き続き介護事務支援員の配置を計画する必要がある。

また、平成24年度の神奈川県生活保護施行事務監査においては、収入認定が適切に認定されていない、収入申告書が適切に徴収されていない、管内に居住する重点的扶養能力者について実地調査がなされていない等の事例が指摘されている。このような保護の決定実施に係る事項は、適正かつ的確な保護を決定する観点からも非常に重要であるため、自主的内部点検業務を一層充実させ、同様の事例がないかを精査し、所内研修や会議において取扱いを周知徹底する必要がある。

【実施方針の策定】

以上の背景及び平成24年度の評価を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分に認識し、また、市民の最後の拠り所である本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成25年度の生活保護業務の実施方針（基本事項）を次のように定める。

1 実施体制の強化

（1）現業員の確保及び資質向上

現業員は平成24年10月に1名、平成25年4月に2名が増員されたが、依然として社会福祉法で定める標準数に対して3名不足しているため、

来年度の現業員の確保に向けて、人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

現業員の業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、定期的に所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加し、また、所内で抱えている問題や懸案事項を抽出し、月に1回開催する所内会議において、その解決策を協議し、査察指導員及び現業員が共通認識の下、生活保護制度の適正実施に努める。

(2) 査察指導機能の充実

査察指導員は現業員の活動を常に把握するとともに、現業員に適宜必要な指示・助言が出来るようエクセルにより査察指導台帳を進行管理するなど、きめ細やかな業務の推進及び迅速な対応に努める。また、ケースワークの基礎となる訪問活動の進行管理を行うとともに、生活保護世帯の実態に則した援助方針やケース格付となっているかを常時チェックする。

(3) 所内チーム編成の確立

生活保護業務はその内容が複雑多岐に渡るため、チームワークにより対応する必要性が生じる。組織的な対応が求められることから、査察指導員及び現業員により自立支援、システム対応、住宅手当、無料低額宿泊所入所者支援、不正受給対策、ホームレス対策、滞納整理対策、自主的内部点検といった8つのチームを編成し、各懸案事項及び各種業務等について専門的な対応を行う。

2 相談援助活動の推進

(1) 面接相談の適正な対応

平成23年度から面接相談員（非常勤特別職）3名を採用し相談体制を強化することができ、保護の相談の段階で制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての適切な助言を実施しているが、相談記録票の記載状況の不備が散見されるため、申請意思の有無やライフラインの状況の確認を行った上で、相談記録票に正しくチェックを行うなど、保護の申請権を侵害していると疑われるような行為を慎むよう努める。また、面接相談員のスキルアップのため、定期的に所内研修を行い、適正な対応に取り組む。

(2) 関係機関等との連携

生活困窮者に対する生活相談の中で、他法他施策を十分に活用できるよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。また、民生委員等との連携を更に密にして、生活困窮者の把握及び生活保護世帯の情報収集等に努める。定期的に民生委員の会合等に参加するなど顔の見える関係を構築し円滑な業務の推進を図る。

3 生活保護の適正実施

(1) 訪問活動の確実な実施

訪問調査活動は、保護の要件の検証や適切なケース支援を行っていく上で極めて重要なものであり、現業業務の基本となるものであるため、年度当初に訪問調査目的を踏まえた年間計画を策定し、計画した訪問調査を確実に実施するとともに、被保護世帯の状況に応じた随時訪問を実施し、必要な指導援助を行う。査察指導員は四半期ごとに訪問が実施されていない生活保護受給者を抽出し、担当する現業員と訪問方法を検証し、現業員に対して具体的な指示・助言を行い、確実に訪問活動が実施できるよう努める。

(2) 自主的内部点検事業の推進

自主的内部点検チームにより、自主的内部点検の年間スケジュールを立てるとともに、現業員が相互に他の現業員が担当するケースファイルのチェックを行い、各種加算や収入等の誤認定の早期発見、早期是正に努めるとともに、現業員の資質の向上及び誤認定等の防止を図る。具体的には、月に2回時間外勤務を利用し、現業員1人当たり3～4件のケースファイルを、チェック表に基づき点検を行い、誤認定や未了事項が確認された箇所を、査察指導員が進行管理により指示・助言を行うことで是正の徹底を図る。

(3) 扶養義務調査の徹底

新規申請者については、調査担当が管内に居住する重点的扶養能力者に対し、生活保護決定までの間に実地調査を行うとともに、申請時に親族の居住地が不明な場合は、戸籍調査後に実地調査を行うことを徹底する。また、定期的に休日を利用して、管内居住の重点的扶養能力者に対して一斉実地調査を行う等、扶養義務の履行を強く求めていく。

(4) 課税調査の徹底及び早期実施

管内及び管外に住民票のある15歳以下を含む全生活保護受給者の課税調査を課税資料の閲覧可能な時期（6月）に速やかに実施し、未申告収入が判明した際には、現業員が早期是正に向けた対応を行い、8月の収入認定に反映し、年度内に返還処理を完了させる。査察指導員は6月末に調査結果を確認し、以降毎月末に現業員の事務処理状況を確認する等、進行管理を徹底する。課税調査については、例年事務処理が遅滞しがちであるため、事務処理の流れをマニュアル化し、組織的な対応を図る。

(5) 納付指導の徹底

介護保険料、学校給食費は当該目的のため生活保護制度において実費相当分を支給しているため、これを生活費に充てることは制度の趣旨に反す

るものであることから、家賃も含め納付指導の徹底を図り、代理納付制度についても積極的に活用する。

(6) 不正受給対策の推進

平成24年度から編成した不正受給対策チームの取組により、不正受給の発覚が増加し、生活保護法第78条の適用は75件、32,640千円余となり、平成23年度の約2倍となった。不正受給については、生活保護の適正実施の観点からも厳しく調査、対応を行う必要があるため、課税調査の徹底はもとより生活保護法第29条に基づく預金口座取引明細の取得を積極的に実施することにより厳正な対応を行い、悪質な不正受給者に対しては、平成23年4月1日より施行した「生活保護受給に対する法的措置に係る事務要領」及び「生活保護不正受給に対する刑事告訴等の対応指針」に則り、所内で十分に検討を行い、厳正かつ慎重に刑事告訴等の処置を行う。

(7) 適切な債権管理の推進

増加傾向にある生活保護法第63条及び第78条の適用による債権の発生に対応し、滞納整理対策チームは債務者の納付状況を常時把握し、毎月初めに滞納者に対する督促、催告等を実施する等、適切な債権管理を推進する。

4 自立支援プログラムの充実

(1) 就労支援プログラムの推進

平成17年度より就労支援事業を実施してきたが、就労意欲のあるものについては、一定の成果をあげている。就労支援員による意欲喚起を中心とした就労支援により、被保護者の意識の高揚を図るとともに、ハローワークとの連携強化を図りながら、ハローワークで開始した「福祉から就労」支援事業を活用し、生活保護からの早期自立に向けた支援を推進する。

(2) ニート・ひきこもり等支援プログラムの推進

社会問題としてクローズアップされる不登校児童、ニート、ひきこもり等に対応するため、平成24年9月から非常勤特別職として自立支援員1名を配置した。不登校児童に対しては、将来、生活保護を受給することがないよう負の連鎖を絶ち切るため、教育委員会等の関係機関と連携を図り、訪問支援及びスクールカウンセラー等との連絡調整を行い、家庭環境の調整を含めて児童の健全な育成を支援する。また、稼働年齢層でありながら、メンタルケアを要するニート、ひきこもりに対しては、自立支援員が訪問による支援を行うとともに、支援団体との連絡調整を行い、就労に向けた支援環境を整備する。

5 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 長期入院患者の退院促進

退院促進個別援助プログラムをより一層充実させ、長期入院患者の退院促進を援助し、年々増大する医療扶助費の抑制を図る。

(2) ジェネリック医薬品の利用促進

現業員は生活保護受給者宅を訪問する際に、ジェネリック医薬品の利用を促すことを徹底し、生活保護申請者に対しても生活保護の開始説明時に、所内で作成したパンフレットを配布し、ジェネリック医薬品の説明及び利用促進を行う。パンフレットについては福祉事務所内に常備するだけでなく、前年度に引き続き、市内各支所及び連絡所にも常備し、生活保護受給者が受診前に傷病届を提出する際、パンフレットを渡してもらうよう依頼する。また、医療担当者は定期的に電子レセプトによりジェネリック医薬品の利用状況を把握し、現業員に対し情報提供を行う等、今年度についてもジェネリック医薬品の利用促進により、増大する医療扶助費の削減に努める。

(3) 向精神薬における適正受診の徹底

複数の医療機関において重複して向精神薬を処方されている生活保護受給者について

は、電子レセプトを確認して台帳を整備し、主治医訪問、嘱託医協議等により重複処方についての内容の適否を審査し、適正受診の徹底を図る。

(4) 介護扶助の適正な実施

平成24年度中に採用に至らなかった介護事務支援員1名(非常勤特別職)を配置し、介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合、ケアプランの確認及び見直しのための指導、要介護状態にある高齢者の介護施設入所支援等を行い、介護扶助の適正な実施を図る。

平成25年度生活保護業務の実施方針に基づく事業計画

小田原市福祉事務所

事項	年月												備考	
	25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月		
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援員によりきめ細かな就労支援及び「福祉から就労」支援事業の活用。
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新規申請時及び随時、法29条調査、扶養義務調査を実施。
	障害者年金受給資格確認業務(適正化対策事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害年金申請プログラムを活用した資格確認の実施。
	自立支援法医療適用確認業務(適正化対策事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電子レセプトを活用した、自立支援医療の適用可否の確認。
	費用返還・戻入金収納状況把握業務(自主的内部点検事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滞納整理対策チームは月初に返還金の収納状況を把握し、地区担当員と連携した督促の実施。
	ケースファイル相互確認(自主的内部点検事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自主的内部点検チームは年間計画を策定し、現業員全員で相互にケースファイルをチェック。
	新規開始ケース引継状況確認(自主的内部点検事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	査察指導員の進行管理により、調査担当から地区担当への引継ぎ内容と進行状況確認。
課題改善	現業員の確保(適正化対策事業)						○		○				人事担当部門に対する、現業員の増員要望。	
	重点的扶養能力者実地調査(適正化対策事業)				○			○				○	休日を利用して、市内在住の重点的扶養能力者の実地調査を実施。	
	課税調査及び返還決定(適正化対策事業)				○	○	○	○	○	○	○	○	課税調査の早期実施及び早期是正。	
	介護保険料及び学校給食費納付指導		○			○			○		○		介護保険料及び学校給食費の滞納状況確認及び納付指導。	
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収			○									
		年金改定			○	○								
		恩給改定・老齢福祉年金				○								
		児童扶養手当改定・除外	○				○				○			
		子ども手当認定替え			○				○			○		
		賞与認定・特別控除		○	○	○	○							
	教育扶助	教材費調査(小・中)			○					○				
		教材費支給(小・中)				○					○			
		給食費除外					○							
		給食費認定						○						
		給食費調査											○	
	一括認定	平常着・入学準備金支給											○	
		基準改定・冬季加算除外				○							○	
		代理納付保険料認定替え	○							○				
		冬季加算認定								○				
	住宅扶助	公営住宅家賃認定替え											○	
病状調査	長期入院患者病状調査							○	○	○	○	○	退院促進員によるきめ細かな支援の実施。	
	レセプト点検(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	介護ケアプランの点検(適正化対策事業)				○	○	○	○	○	○	○	○	介護事務支援員を配置し、ケアプランの点検による介護扶助の適正実施。	
	ケース棚卸											○		
	ケース検討会・診断会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務指導監査								○					
	統計	全国一斉調査				○	○							
研究会 ・ 研究会	所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月末に開催。他法他施策についての研修及び事務改善、福祉事務所の課題について検討を行う。	
研修	新任職員研修	総括・医療・介護扶助研修	○	○										
		OJT(第1期)	○	○	○									
		OJT(第2期)				○	○	○	○	○	○	○	○	
	嘱託医研修											○	一般・精神と隔年で具体的なケース事例に基づき研修を行う。	
	外部講師研修(適正化対策事業)											○		
外部研修	全国研修会(ケースワーカー)			○										
	県新任査察指導員研修				○									
	県新任地区担当員研修			○					○					